

副 本

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

令和7年2月3日

求釈明事項に対する回答書 (2)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



同

川 島



被告は、本回答書において、令和6年11月29日付け原告ら再度の求釈明における求釈明事項に対し、以下のとおり回答する。

なお、求釈明事項の番号は、令和6年5月7日付け原告ら第57準備書面59頁の記載による。

1 はじめに

原告らは、第57準備書面59頁において、令和6年能登半島地震の観測記録等に係る求釈明を行った。

上記求釈明は、主張ないし争点との関連が明らかでないものの、被告は、円滑な訴訟進行に資するため、令和6年8月30日付け求釈明事項に対する回答書（以下「回答書」という。）において、詳細な回答を行った。

これに対し、原告らは、「求釈明事項に対して答えていない、あるいは不十分な回答にとどまっている」（原告ら再度の求釈明1頁）として、やはり主張ないし争点との関連を明らかにしないまま、再度の求釈明を行った。

そこで、以下、回答書における回答を補足する。

2 求釈明事項3について

S-1に係る写真及びスケッチ図については、回答書第3項（3, 4頁）及び同別紙4で述べたとおりである。

すなわち、旧A・Bトレンチ並びに掘削法面の写真及びスケッチ図は、本件原子力発電所建設時の昭和61年から昭和63年にかけて、株式会社ダイヤコンサルタント（現・大日本ダイヤコンサルタント株式会社）において撮影、作成されたものである。

なお、各写真の撮影及びスケッチ図作成に当たっては、各トレン

チの壁面（北西・南東）及び掘削法面に正対して行われたものであり、被告は、上記各写真及びスケッチ図について、紙媒体で保管している。

また、原告らは、「提示が遅れた理由」（原告ら再度の求釈明3頁）について釈明を求めているが、そもそも、旧A・Bトレンチ並びに掘削法面の写真及びスケッチ図については、有識者会合評価書の「今後の課題」を踏まえて新たに提出したものではなく、有識者会合が開催される以前に原子力規制委員会へ提出済みのものである。

以下、経緯について、補足する。

まず、被告は、旧原子力安全・保安院からの指示に基づき、「志賀原子力発電所敷地内破碎帯に関する追加調査 調査報告書（最終）」

（乙A34）を取りまとめ、平成25年12月19日に原子力規制委員会へ提出しているところ、同報告書には、旧A・Bトレンチ並びに掘削法面の写真及びスケッチ図が全て含まれている（乙A34の別添6-2ないし6-20頁）。

その後、平成26年から、「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」が開始され、同年2月14日の事前会合において、上記報告書を含むこれまでの審議資料が配布された（甲A16の2頁、乙A82の2頁）。

その上で、被告は、旧A・Bトレンチの写真及びスケッチ図については、第2回有識者会合（平成26年7月11日）、第4回有識者会合（同年12月26日）及び第5回有識者会合（平成27年2月27日）においてあらためて提示している（乙A36の3-9ないし3-25頁、乙A58の1-12ないし1-19頁、同参考3-2ないし3-11頁、同別添1-2ないし1-29頁、乙A59の3-6ないし3-9頁）。

特に、第4回有識者会合において、被告は、旧A・Bトレンチの写真及びスケッチ図について詳細に説明しており（甲A51の7ないし11頁）、石渡明・原子力規制委員会委員（当時）は、「高解像度の写真とか、それから全体のスケッチを出していただいて、大分議論が深まったように思います。」と述べている（甲A51の48頁）。

その後、最後の有識者会合となった第8回有識者会合（平成28年3月3日）において、「今後の課題（案）」（乙A87）が示され、同年4月27日の有識者会合評価書（甲A75）の「今後の課題」①において、「1号原子炉建屋建設時等における、S-1とその周囲の形状を示す未提示の写真やスケッチの提示。」が求められた（甲A75の43頁）。

そこで、被告は、有識者会合終了後初めての審議となった、第368回審査会合（平成28年6月10日）において、「今後の課題」①を踏まえ、「過去の審査資料、工事写真等の調査」を行い、「未説明の資料を再提出」する旨説明した（乙A119の1頁。令和5年12月11日付け被告準備書面(34)84頁参照）。

その上で、被告は、敷地内断層の活動性評価に係る初めての審議となった、第597回審査会合（平成30年7月6日）において、旧A・Bトレンチと同じ中位段丘I面上に位置し、有識者会合で未説明の掘削法面の写真及びスケッチ図をあらためて提示し、第788回審査会合（令和元年10月25日）において説明したものである（乙A172の1頁、甲A87の13頁。準備書面(34)77, 78, 90, 91頁参照）。

以上に述べたとおり、「提示が遅れた」事実はなく、「提示が遅れた理由」の回答を求める原告らの再度の求釈明は、その前提を欠く。

その他，原告らは，「カギ括弧が何を意味するのか判然としない」（原告ら再度の求釈明２頁）と述べるところ，回答書３頁２０，２１行目のカギ括弧は，原告ら第５７準備書面５９頁２３行目からの引用であることを示すものである。

3 求釈明事項１について

令和６年能登半島地震の観測記録については，回答書第１項（２頁）及び同別紙１で述べたとおりである。

すなわち，被告は，公益社団法人日本地震工学会を通じて，令和６年能登半島地震における本件原子力発電所の地震計の観測記録を公表しており，当該公表データには，原子炉建屋，タービン建屋，海水熱交換器建屋，廃棄物処理建屋，排気筒，緊急時対策棟，防災資機材専用倉庫及び敷地地盤の観測点における，全ての観測用地震計の観測記録が含まれている（回答書別紙１の「１．ＣＤにより頒布する記録及び情報」参照）。

なお，観測用地震計の設置箇所は，別紙のとおりである。

以上

(別紙)

観測用地震計の設置箇所

本件 1 号機	
原子炉建屋 (※ 1)	5 5 台
タービン建屋	4 台
海水熱交換器建屋	1 台
廃棄物処理建屋	1 台
排気筒基礎	1 台
(小計)	6 2 台
本件 2 号機	
原子炉建屋	5 1 台
原子炉建屋下の観測点	4 台
タービン建屋	4 台
海水熱交換器建屋	1 台
廃棄物処理建屋	1 台
排気筒基礎	1 台
(小計)	6 2 台
その他	
緊急時対策棟	4 台
防災資機材専用倉庫	2 台
敷地地盤の観測点 (※ 2)	5 台
(小計)	1 1 台
	計 1 3 5 台

※1 令和6年10月17日付け被告準備書面(35)8頁でも述べたとおり、本件1号機原子炉建屋地下2階床(EL.(標高)-1.6m)には、観測用地震計とは別に、保安確認用地震計が1台設置されているところ、保安確認用地震計は、速報(甲A103)等に用いるための地震計であり、観測用地震計とは目的が異なることから、保安確認用地震計による観測記録は、地震工学会のCDには含まれていない。

なお、保安確認用地震計による観測記録は、被告プレスリリース「令和6年能登半島地震以降の志賀原子力発電所の現況について(4月26日現在)」(乙A190)の参考「令和6年能登半島地震に対する志賀原子力発電所の耐震健全性確認について」15、16頁記載のとおりである。

※2 回答書別紙3の「2.敷地地盤における観測記録」でも述べたとおり、大深度地震観測点(EL.-1298m)については、観測装置の不具合により、観測記録が得られていないことから、同観測点における観測記録は、地震工学会のCDには含まれていない。